

Q 借入金の繰上返済を行いたいのですが、どのような手続きがあるのでしょうか？
また、申出書はどのように記入すればよいのでしょうか？

A 次のとおりです。

○ 全額繰上償還（貸付金の一括返済）

提出書類	「全額繰上償還申出書」（当ホームページ「様式ダウンロード（貸付関係）」 又は「福利厚生事務の手引様式集」 § 18-65 ページ）
申出書の提出締切日	毎月 20 日（12 月は 13 日）必着 ※ 締切日が県の休日と重なる場合は、県の休日の前日
振込依頼書送付日	翌月の上旬
払込期限	振込依頼書に記載の納付期限内（月によって変動しますが、大体毎月 20 日前後）
払込金額	払込月（申出書提出の翌月）の給料控除後の未償還元金額（ボーナス併用償還の場合は、直前のボーナス月以降の経過利息が加算されます）

注1 ボーナス償還を併用して償還中の方は、11 月の全額繰上償還（10 月締切分）は、電算処理上の都合で、できません。

注2 退職される場合、退職時の未償還元金は、退職手当から控除されます。年度末に退職予定の方で、全額繰上償還を行われる場合は、必ず 1 月 20 日までに全額繰上償還申出書を提出してください。

○ 一部繰上償還（貸付金の一部繰上返済）

提出書類	「一部繰上償還申出書」（当ホームページ「様式ダウンロード（貸付関係）」 又は「福利厚生事務の手引様式集」 § 18-68 ページ）
申出書の提出締切日	6 月 20 日、12 月 13 日必着 ※ 締切日が県の休日と重なる場合は、県の休日の前日
振込依頼書送付日	翌月（7 月、1 月）の上旬
払込期限	振込依頼書に記載の納付期限内（月によって変動しますが、大体 20 日前後）
繰上償還できる金額	毎月償還だけの方は 10 万円以上、ボーナス併用償還の方は 20 万円以上で、1 円単位（ただし、その金額の 2 分の 1 以上をボーナス償還に係る未償還元利金の一部繰上償還に充当すること）
備考	翌々月（8 月、2 月）の中旬に、繰上後の新しい償還表を送付します 翌々月（8 月、2 月）分給与から、繰上後の新しい償還額で控除されます

注1 育児休業等による償還猶予金がある場合、繰上償還できる金額は、償還猶予金の残額に毎月償還だけの場合は 10 万円、ボーナス併用償還の場合は 20 万円を、それぞれ加算した額以上となります。

注2 住宅貸付等で、所得税に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合、一部繰上償還により償還期間が 10 年未満（償還回数 120 回未満）になると、特別控除の対象から外れます。（住宅借入金等特別控除制度について、詳しくは所轄の税務署にお問い合わせください）

借入 一部繰上償還 償還完了

償還済回数 (A)	繰上後償還回数 (B)
-----------	-------------

(A) + (B) ≥ 120 回 (10 年間)